平成２６年（フ）第１８６号
秋田県南秋田郡八郎潟町字下川原16番地３
債務者　谷村めぐみ
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６号
秋田県潟上市天王字追分西98番地13
債務者　成田　　廣
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２４号
秋田市茨島４丁目４番13号
債務者　大友百合香（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
兵庫県明石市松の内２丁目１番地の３　ダイアパレス西明石1008号、前住所神戸市西区学園東町３丁目１番地の２
債務者　片瀬ふさ子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
神戸市西区池上４丁目５番地の10　サンテラス池上102号、前住所神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地　ベルトゥリー若草アネックス305号
債務者　小泉　一也
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　３―508号
債務者　神原　克正
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
兵庫県明石市旭が丘５番６号　レオ西明石205号、前住所大阪府池田市豊島北１丁目３番３号
債務者　松井　美治
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
奈良市三条大路４丁目４番31―106号
債務者　奥村　啓一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
島根県浜田市日脚町937番地
債務者　下野　美恵
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１５２号
広島県呉市広古新開６丁目３番30号　102号室
債務者　大下　義明
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５３号
広島県呉市広古新開６丁目３番30号　102号室
債務者　大下　修一
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８４号
佐賀県唐津市肥前町万賀里川962番地４
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第８５号
佐賀県唐津市肥前町万賀里川962番地４
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３５３号
奈良市富雄元町１丁目７―９　103号、住民票上の住所京都府八幡市男山竹園５番地―111―506
債務者　ウエストジャパンこと　谷村　禎章
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７２０号
神戸市垂水区乙木３丁目２番７号　菅ノ口コーポ104号、従前の住所神戸市垂水区平磯４丁目３番21―501号
債務者　影浦シマ子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１２号
神戸市中央区御幸通３丁目２番４―1003号
債務者　吉田　明生
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３０号
神戸市須磨区若木町１丁目13番13号　パナベール101、従前の住所神戸市長田区六番町８丁目３番地の２　カサベラセントラルプラザ長田502号
債務者　藤澤　隆夫
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部